

平成30年8月6日

関東運輸局

一般貨物自動車運送事業者に対する事業停止及び輸送施設の使用停止処分について

法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として下記の一般貨物自動車運送事業者に対し、監査を実施しました。その結果、平成30年8月6日付けをもって、下記のとおり貨物自動車運送事業法第33条に基づく事業の全部停止及び輸送施設の使用停止の行政処分を行ったのでお知らせします。

記

1. 処分対象事業者

- ・ 事業者名：株式会社 飯田重機
- ・ 主たる事務所の位置：神奈川県横浜市中区南仲通1-13
- ・ 代表者名：飯田 憲治

2. 処分内容

- ・ 一般貨物自動車運送事業の全部停止及び輸送施設の使用停止処分

当該事業者の本社営業所（神奈川県横浜市中区南仲通1-13）について、30日間の事業停止及び250日車（2両×125日）の車両の使用停止処分。

3. 違反行為の概要

平成29年12月1日及び同年12月20日に当該事業者（本社営業所）に対し監査を実施したところ、点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条）、他17件の貨物自動車運送事業法等関係法令の規定に違反する事実が確認されたもの。（詳細は別紙参照）

《問い合わせ先》

関東運輸局自動車運送事業安全監理室 担当：植野、西川
TEL：045-211-7249（直通）
FAX：045-201-8804
配布先：横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、物流専門紙

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	平成30年8月6日
(2) 事業者の氏名又は名称 及び主たる事務所の位置	株式会社 飯田重機
	代表者名 飯田 憲治
	神奈川県横浜市中区南仲通1-13
(3) 当該行政処分等に係る 営業所の名称及び位置	本社営業所
	神奈川県横浜市中区南仲通1-13
(4) 行政処分等の内容	事業の全部停止処分30日間及び輸送施設の使用停止処分250日車
(5) 主な違反事項	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条
(6) 違反行為の概要	平成29年12月1日及び同年12月20日に監査を実施。18件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康状態の把握義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)アルコール検知器備え義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第4項)、(5)乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(11)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第48条第1項)、(12)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条)、(13)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(14)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(15)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(16)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(17)事業の健全な発達を阻害する競争のうち社会保険等に未加入のもの(貨物自動車運送事業法第25条第2項)、(18)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 55点
	当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 55点